

平成23年8月2日

新城市長 穂 積 亮 次 様

新城市作手地域審議会
会長 安 藤 嘉 浩

「市民自治社会の実現に向けた」地域自治区制度について（答申）

平成23年5月18日付け新企3・1・3で諮問のありました「市民自治社会の実現に向けた地域自治区制度」につきまして、地域審議会に関する事項第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり答申します。

別 紙

はじめに、本年3月11日に発生した東日本大震災から5カ月が過ぎようとしています。今も避難生活を送られている方々、そして犠牲になられた方々に対し、心からお見舞いとお悔やみを申し上げます。

さて、今後発生が予想されている東海地震、東南海地震、南海地震及びその連動型巨大地震は、この地域にも大きな災害を引き起こす可能性があります。作手地区は過疎化、高齢化により高齢者世帯が増加し、災害や緊急時の対応が充分できない恐れがあります。特に協和地区や菅守地区は急峻な地形であり、災害による孤立が懸念されます。

合併により、新しい新城市が誕生して5年が経過しましたが、新城市民としての一体感はまだ醸成されていないと思われます。また、総合支所の機能も年々縮小され、地域と行政との関係も薄れ、行政サービスの低下を心配する声が出ています。

この様な状況の中で、それぞれの地域の歴史や文化、産業を大切にし、地域住民の意思を行政に反映することができる地域自治区制度の必要性を感じております。

また、区割については、地域性等を考慮し修正案が良いと考えます。

なお、この制度を進めるにあたり、次の事項に特に配慮をお願いいたします。

1 行政区長との連携について

- ・地域自治区イメージ図では、自治振興事務所から市民に向けての情報提供のみである。市役所からの行政情報を地域協議会に流していただき、行政区長を通じて地域住民に提供するなど、市と地域協議会が、また、地域協議会と区長とが情報を共有し、相互に連携していく仕組みが必要である。

2 まちづくり住民会議について

- ・地域協議会委員の任期は2年であるが、行政区長の任期は1年間である。制度をつなげていくためには、修正案ではその設立が必須ではなくなった「まちづくり住民会議」を、当初予定していた役割ではなく広く意見を聞き協議する組織として、その設置が必要である。

3 各地域自治区を取りまとめる組織と代表者会議の開催について

- ・地域自治区からの要望事項については、事業ごとの担当部局ではなく地域自治区の受付窓口を本庁内に設置し、定期的に部長会議などで議論のうえ回答いただく仕組みが必要である。
- ・同じ市民としての意識を育み共有していくためにも、地域協議会の代表者会を定期的に開催していただきたい。

4 自治振興事務所について

- ・「地域自治区の設置により、現在の総合支所方式は本庁方式へと移行されます」とのことであるが、現在の総合支所機能がどの様になるのか具体的に明示いただきたい。
- ・自治振興事務所は、「地域からの様々な相談相手となります」とされている。住民が必要とする用件が、自治振興事務所で完結できるよう権限をもった責任者の配置と、相応の職員及び職員数を確保いただきたい。

5 その他

- ・一括交付金は、各自治区の活動・面積など様々な要因を考慮し、適正かつ公平に交付されたい。
- ・地域自治区制度に対する共通の認識と理念を、市当局・議会・住民が共有することが大切であるので、制度の具体的かつ率直な説明をしていただきたい。